



コンピュータソフトウェア関連発明の発明該当性と保護のあり方に関する考察～ビジネス関連発明を中心に～

中村, 佳正

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2023-09-25

(Date of Publication)

2025-09-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8707号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100485891>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博 士 学 位 論 文

コンピュータソフトウェア関連発明の発明該当性と

保護のあり方に関する考察

～ ビジネス関連発明を中心に ～

神戸大学大学院法学研究科

専 攻： 理論法学専攻

指 導 教 員： 前田 健 教授

学 籍 番 号： 152J183J

氏 名： 中村 佳正

提出年月日： 令和5年7月10日

論文要旨

本研究の目的は、コンピュータソフトウェア関連発明（以下、CS 関連発明という。）の保護のあり方を探求し、相応の帰結を導き出すことにある。本研究においては、CS 関連発明のうち、特に、ビジネス関連発明に焦点を当てて考察する。

近年、CS 関連発明のうち、IPC 又は FI として G06Q が付与された特許出願に係る「ビジネス関連発明」に関する保護の必要性を含めた議論がなされている。法上、ビジネス方法それ自体の保護は、自然法則利用を前提とする発明該当性の観点から否定されている（特許法 2 条 1 項柱書）。しかし、ビジネス方法を「発明」として実現していくためのハードウェアの構成によっては、単にビジネス方法それ自体に過ぎないのか、それとも自然法則を利用しているといえるのか、その判断は分かれるように見受けられ、かつ、その境界が見定められていないところに議論の対象となる諸問題の入り口があるように思われる。

そこで、本研究では、上述の問題意識を出発点として、次の 4 つの視点からビジネス関連発明を通して CS 関連発明の発明該当性と保護のあり方について考察し、目的を達することを試みる。

- 視点 1：ビジネス関連発明等に関わる近年の特許権侵害訴訟においてどのような問題を確認できるか
- 視点 2：ビジネス関連発明の特許適格性（発明該当性）はどこにあるのか
- 視点 3：ビジネス関連発明を保護する必要性はどこにあるのか
- 視点 4：ビジネス関連発明の保護のあり方はどうあるべきか

本論文は、次のように構成される。

第 1 章では、本研究の目的及び問題意識について述べ、併せて、本研究の手法及び射程を確認する。

第 2 章では、視点 1 に立ち、ビジネス関連発明等に関わる特許権侵害訴訟を俯瞰的に分析し、ビジネス関連発明にとって出願日から 20 年を終期として保護するという特許法の保護期間は長過ぎる可能性があることを確認する。

第 3 章では、視点 2 に立ち、ビジネス関連発明が抽象的な発明にならざるを得ないという性質を示す。また、この性質を踏まえてビジネス関連発明等を中心とした発明該当性の判断の事例を検証する。さらに、ビジネス関連発明に着目した場合の物の本来の機能論について考察を加える。

第 4 章では、第 3 章に引き続き視点 2 に立ち、CS 関連発明に対する欧米の状況について、それぞれ関連する判断手法に絞って考察する。第 1 節では、米国における特許適格性の判

断手法について、2 ステップテストに着目して考察し、第 2 節では、欧州における技術的特徴と非技術的特徴の取り扱いについて、COMVIK アプローチを中心に考察する。第 3 節では、欧米の状況の問題点あるいは懸念点を示した後、本論文が考える可能性について述べる。その観点は、技術的特徴と非技術的特徴とが混在する CS 関連発明（特に、ビジネス関連発明）に対し、当業界の公知事実や慣習事項ならびにこれらから導き出される周知事項を基礎としたり、相違点となる非技術的事項に対する引例としたりして、容易想到性を否定することはできないだろうかというものである。

第 5 章では、視点 4 に立ち、現行法の解釈論の立場からビジネス関連発明の保護の調節あるいは調整について考察し、本論文が考える調整例及び判断手順例について示す。さらに、本研究が考える調整例及び判断手順例が他の技術分野へ及ぼし得る影響についても考察する。

第 6 章では、まず、第 1 節において視点 3 に立ち、ビジネス関連発明を保護する必要性はどこにあるのかについてインセンティブ論の観点から検討する。次に、第 2 節において再び視点 4 に立ち、立法論的立場を踏まえてビジネス関連発明の保護の必要性はあるとした場合にどのような保護がより適切といえるか考察を加え、保護対象、保護期間等の観点からビジネス関連発明を実用新案法で保護することが適切といえることを示す。また、実用新案法における容易想到性（「きわめて容易に」）の意義が、特許法における容易想到性（「容易に」）の意義との関係で明確に区別されることを示し、実用新案制度の活用についての試案も述べる。

第 7 章では、第 1 章～第 6 章までの総括をしたあと、今後の研究のための話柄と今後の課題について述べる。